

2022年3月議会 代表質問

高木たけし市議の第一質問と答弁をお知らせします。



1 市長の政治姿勢について -----	3
①日米地位協定について -----	3
②政党助成金について -----	4
③消費税の減税について -----	6
2 2022年度予算編成について -----	7
①国の2022年度当初予算について -----	7
②本市の2022年度予算について -----	8
③困窮世帯・中小業者支援について -----	10
④保健所の体制強化について -----	11
3 国民健康保険事業について -----	13
①新年度予算編成について -----	13
②子どもの均等割について -----	14
③一部負担金について -----	15
4 個人情報保護法改正とデジタル化推進について -----	17
①福山市個人情報保護条例の意義について -----	17
②本市の個人情報保護制度への影響について -----	19
③行政のデジタル化推進について -----	20

5 災害対策について-----	24
①津波浸水対策について-----	24
②津波避難計画について-----	26
③地域の避難計画の周知について-----	27
④緊急避難場所への避難方法について-----	29
⑤南海トラフ地震防災対策推進計画について-----	30
6 生活福祉行政について-----	32
①扶養照会について-----	32
7 保育士，障害福祉・介護職員，医療従事者の 処遇改善策について-----	35
①保育士等の処遇改善について-----	35
②公立保育所・放課後児童クラブ職員の 処遇改善について-----	37
③障害福祉・介護職員の処遇改善について-----	38
④医療従事者の処遇改善について-----	39
8 上下水道事業について-----	42
①災害対策について-----	42
②事業経営の健全化と職員確保について-----	43

市長の政治姿勢について

高木たけし市議：日米地位協定について伺います。

広島、山口、沖縄の３県で新型コロナ感染が急拡大した要因について、各県知事は在日米軍基地との関連を指摘しています。米軍関係者は昨年９月から日本に出国前や入国直後の検査をせず自由に入国し、マスク着用や行動制限なども徹底していませんでした。検査を再開しても日本が認めていない抗原定性検査を使用するなど、日本の感染対策とまったく整合がとれていません。

これは、日米地位協定によって、米軍に日本の国内法が適用できないためです。

これまでも、米軍の危険な訓練や爆音被害、軍関係者の事件や事故などに法が適用できないことから、全国知事会などが協定の抜本的見直しを求めてきました。検疫を徹底するためにも日米地位協定の改定は待ったなしですが、岸田政権は「見直す考えはない」と、国民の命と健康を守る姿勢は見られません。

日米地位協定について市長の認識を伺います。また、日本の国内法を適用するよう改定の協議を国に求めてください。ご所見をお示しください。

市長答弁：日本共産党を代表されました高木議員の御質問にお答えいたします。

始めに、日米地位協定についてであります。日米地位協定は、日米安全保障体制にとって重要なものであり、同協定を巡る諸問題については、国において適切に対応されるものと考えています。

高木たけし市議：政党交付金について伺います。

我が党は先般、「政党助成法廃止法案」を参院に提出しました。

政党助成金は巨額の税金が政党に配分され、使いみちの制限もありません。「思想・信条の自由」や「政党支持の自由」を踏みにじる憲法違反の制度であり、我が党は一貫して反対し、受け取りを拒否してきました。

しかし、多くの政党は政党助成金に依存し、交付総額は27年間で約8500億円に上ります。一方で、制度導入の口実だった企業・団体献金の禁止は実現せず、二重取りとなっていることも問題です。

とりわけ深刻なのは、広島県で選挙買収事件を起こした河井克行元法相らに、自民党本部から提供された１億５千万円の資金のうち、１億２千万円が政党助成金だったことです。この事件は、政党助成金が民主主義を壊すきわめて有害な制度であり、政党の墮落を招くことを端的に示しています。

政党助成金を廃止し、新型コロナ対策はじめ社会保障の拡充に予算を回すよう国に求めることを要望します。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、政党交付金についてであります。政党助成制度は、民主主義の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、制度の趣旨がいかされることを望むものであります。

高木たけし市議：消費税の減税について伺います。

原油や原材料の価格高騰により、食料品や日用品、光熱費などの値上げが相次ぎ、長引くコロナ禍とあいまって、家計や生業に深刻な打撃となっています。

生活必需品の値上げは、収入が少ない世帯ほど大きな影響を受けます。みずほリサーチ&テクノロジーズのレポートによると、今年予想される食料・エネルギー価格の上昇に伴う負担増が収入に占める割合は、年収1千万円以上の世帯では0.5%なのに対し、300万円未満の世帯では1.8%に上ります。

追い打ちをかけているのが消費税です。消費税も収入が少ない世帯ほど負担割合が大きくなるため、格差と貧困をさらに増大させます。同レポートは、今般の物価高で消費増税2%超に相当する負担増が低所得世帯に発生するとも指摘しています。

経済危機を打開する一番の特効薬は消費税の減税です。緊急に5%に引き下げるよう国に求めてください。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、消費税については、税率の引き下げを、国に求めることは考えていません。

2022 年度予算編成について

高木たけし市議：国の 2022 年度当初予算について伺います。

国の当初予算は、コロナ禍の中で病床削減を推進することを前提に診療報酬を削減し、10 月からの 75 歳以上の高齢者医療費負担の 2 倍化などで社会保障費の自然増を 2200 億円も削るコロナ対策に逆行した予算となっています。また、金融所得課税の是正は先送りし、「デジタル」「経済安全保障」の名目でさらに大企業に大盤振る舞いを行う一方、ウッドショックや米価暴落で苦しむ事業者のための中小企業・農林水産予算を削減し、インボイスの導入、さらに雇用調整助成金の支給分を雇用保険料率の引き上げによって事業者・労働者に背負わせようとしています。エネルギー施策では高速炉技術、水素・アンモニア混焼技術開発など、原発依存と気候危機打開に逆行する石炭火力の延命を図ろうとしています。F35 ステルス戦闘機増強、いずも型護衛艦の空母化、長距離巡航ミサイル開発など、「敵基地攻撃能力」の検討を待たずして既成事実化を進める内容です。社会保障削減と大軍拡を進め、国民の苦境を救うには程遠い予算と言わざるを得ません。国の予算について市長の認識をお示し下さい。

市長答弁：次に、国の新年度予算は、新型コロナ対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るための予算とされています。デジタル田園都市国家構想の実現などの成長戦略のほか、看護職や保育などの現場で働く方の処遇改善を始めとした分配戦略の推進など、我が国の喫緊の課題への対応がなされた予算であります。

早期に成立し、着実に実施されることを望むものであります。

高木たけし市議：福山市の 2022 年度予算について伺います。

2022 年度福山市一般会計予算は、前年度比 201 億円増の 1,968 億円、特別・企業会計と合わせた予算は 290 億円増で 3,636 億円と過去最大です。

その主な要因は、一般会計における新ゴミ処理施設建設、学校統廃合による小中一貫校建設、都市開発事業会計における産業団地造成などの投資的経費が膨らんだことによるものです。多額の投資的経費を市債で充当するため、市債発行額は過去最高の 264 億円となり、

市民一人あたりの市債残高は、神辺町が合併した 2005 年度以来の水
準となる 34.7 万円にも増嵩します。これに対して今年度中に 50 億
円もの減債基金を一般会計から積立て、市債償還に備えるとしてい
ます。

コロナ禍が長期化している下でも、市民から集めた税金を暮らし
や福祉施策の充実によって支えるのではなく、大型公共事業優先の
予算内容となっています。

また、今後は公債費の増加で経常収支比率、実質公債比率ともに押
し上げられ、財政の硬直化が予測されます。市税収が減少すれば直ち
に実質単年度収支の悪化につながり、当面の市民の生活だけでなく、
さらなる感染症の脅威や大規模災害等への十分な対応ができなくな
る可能性があるのではないのでしょうか。認識をお答えください。

長期にわたって多額の予算をつぎ込み続けなければならない大型
公共事業計画は見直し、まずは市内経済の立て直しと安心の市民生
活に注力すべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、本市の新年度予算についてでありま
す。これまで、新型コロナから市民の命と健康を守る
ことを最優先に、安心な暮らしと希望にあふれる未来

を築くために、「5つの挑戦」に取り組んできました。

新年度予算は、感染拡大防止策の徹底や福山ネウボラの強化に加え、次期ごみ処理施設の建設や抜本的な浸水対策、義務教育学校の整備など、市民生活や社会経済の発展にとって緊急かつ重要な施策を盛り込んだ予算であります。大型公共事業を優先するものではありません。

財政運営に当たっては、引き続き、基金の活用や総合的な財源確保を図るなど、持続可能な財政の維持・構築を行ってまいります。

高木たけし市議：困窮世帯・中小業者支援について伺います。

2022年度地方財政計画では、デジタル化推進、公共施設の脱炭素化、地域社会の再生などが自治体の重要課題として位置づけられています。焦眉の課題であるコロナ対策については、自治体が実情に応じて実施できる「地方創生臨時交付金」や、ワクチン接種体制の整備・接種の事業などは2021年度補正予算のみになっており、自宅療養者に対する手立て、自粛や雇い止め、失業などで困窮している労働

者や中小業者への支援を図る予算は見当たりません。21 年度補正予算での個人向けの現金給付策は住民税非課税世帯に限定され、困っている人に届くものにはなっておらず、「事業復活支援金」は予算規模が 2.8 兆円と持続化給付金の実績 5.5 兆円の約半分適度にすぎません。国の施策が不十分な中で自治体による迅速な支援策が求められます。国の臨時交付金等を待つことなく財政調整基金を活用し、個人給付金の対象拡充と、追加の中小業者支援策を講じることを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、困窮世帯・中小事業者支援についてであります。

本市は、感染状況等に応じて、国・県の支援制度だけではなく、市独自の支援策についてもスピード感を持って実施してきました。引き続き、切れ目のない支援策を講じてまいります。

高木たけし市議：保健所体制強化について伺います。

国は新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員強化を掲げており、2021 年度から 2 年間で 900 名増員を目

標とし、2022 年度は 450 名増を予算計上しています。この間、保健所では応援態勢を敷きつつ、時間外・休日勤務をしながら急場をしのいでおり、本来業務である母子保健や精神保健などの業務も逼迫しかねません。保健所の抜本的な増員で感染対策や市民のいのちと健康を守る体制拡充は本市の喫緊の課題です。保健師増員のための目標と計画を定めるとともに、確保策のための予算を設けることを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、保健所の体制については、全庁的な応援体制により、感染状況に応じて必要な体制を確保しています。

今後も、業務に支障をきたさぬよう職員体制の確保に努めてまいります。

国民健康保険事業について

高木たけし市議：新年度予算編成について伺います。

本市は、新年度の国保税を一人あたり４７６９円引き上げ、１０万８５３７円とする方針です。

加入者の所得状況は、２０２１年の課税対象所得総額が４９７億円と、コロナ前の２０１９年の５２６億円と比べて低くなっています。しかし、２０２２年度の国保税は、１９年度と同程度の額に引き上げとなります。コロナ感染は収束せず、年金引き下げや物価高により、生活がさらに厳しくなっているときに、国保税の引き上げを行う理由をお答えください。

三原市では、新型コロナ感染による影響を考慮し、県の指示額にあわせるのではなく、２年連続で一人あたり合計６４３９円を引き下げて新年度は８万５０９４円とする方針です。

福山市社会保障推進協議会から、国民健康保険税の引き下げと制度改善を求める要望書も提出されているように市民の願いは切実です。本市の決算剰余金は６億９６００万円余、財政調整基金も２１年度末で２０億５１００万円の見込みであり、これらを活用して国保税の引き下げを行うべきです。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、国民健康保険事業についてであります。始めに、新年度予算編成についてです。保険税額については、国民健康保険の県単位化に伴い、県から示された単価を予算額としています。

新年度の保険税率は、2021 年(令和 3 年)の所得状況を踏まえ、被保険者代表や有識者で構成される福山市国民健康保険運営協議会に諮り、算定してまいります。

高木たけし市議：子どもの均等割について伺います。

政府は、2022年度から未就学児の子どもの均等割を5割軽減します。対象人数は約2000人、所要額が1891万3千円ですが、これを踏まえ、福山市ですべての18歳以下の子どもの均等割を全額免除した場合の市負担額はいくらになるかお示してください。

2020年度決算要求資料によると、保険税の滞納率は全世帯では10.98%ですが、18才以下の子どもがいる世帯では31.27%となっています。子育て世帯がより厳しい状況であることは明らかです。全国では、均等割を全額免除している自治体が15自治体

あり、福山市も、すべての18歳以下の子どもの均等割をなくすことを求めるものです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、子どもの均等割についてであります。

本市の被保険者のうち、18歳以下の子どもの均等割額を全額免除した場合の負担額は約1億5千万円と試算しています。

新年度から実施される未就学児を対象とした均等割額の軽減については、対象年齢と軽減割合の拡大を全国市長会を通じて、国に要望しています。

高木たけし市議：一部負担金について伺います。

一部負担金の本市の減免要綱では、一時的に所得が減った場合のみが対象で、恒常的に所得が低い世帯は減免されません。

市内のある国保加入者は、病気を抱えながら、一人暮らしをしていました。貯金もなく低所得状態が続いていましたが、生活保護の対象にならず、治療費をねん出することができませんでした。そのため、病気が進行し、手遅れとなり、命を落とす事態となりました。

2016年11月に厚生労働省は、全国生活と健康を守る会連合

会への回答で「各保険者の判断により（恒常的低所得者を一部負担金の）減免対象とすることは可能であり、国がこれを妨げるものではない」と述べています。

福山市として、恒常的低所得状況の加入者を一部負担金の減免の対象とするべきです。ご所見をお示しください。

市長答弁：一部負担金については、各種保険制度で統一された負担割合となっており、その減免については、国の運用基準に基づき実施しています。

個人情報保護法改正とデジタル化推進について

高木たけし市議：福山市個人情報保護条例の意義について伺います。

昨年個人情報保護法改正により、個人データの利活用推進を念頭に全国共通の取り扱いのルールを定めることが決まりました。

政府は本年 4 月に地方公共団体向けのガイドラインを示し、来年 4 月ごろをめどに各自治体の条例をリセットする方針を明らかにしていますが、これまで住民の権利利益の侵害を防ぐために、地方公共団体は国の法制化に先駆けて、独自に個人情報保護条例を策定し、制度の運用が実践的に取り組まれてきた経緯があります。

本市が独自に個人情報保護条例を制定した意義と、条例が果たしてきた役割について市長の認識をお答えください。

民間のデータ利活用を活発化させるために、各地の条例をリセットさせる法改正は明らかに自治体の条例制定権を侵害するものです。

1975 年の徳島公安条例事件最高裁判決では、「条例が国の法令に違反するかどうかは、（中略）それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによつてこれを決しなければなら」ず、「普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるとき

は、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえない」としています。

共通ルールを法律で定める目的は、「共通でないと利活用に支障が
でるため上乗せできない」と個人情報保護委員会は考え方を示して
いますが、これは「プライバシー権の保護」よりも「政策目的として
の利活用」を優先していることを証明しています。

一方的に制度を一元化する国の姿勢について、市長の認識をお答
えください。国に対して、法による共通ルールの撤回と自治体による
独自の保護措置を制限しないよう求めるべきです。ご所見をお示し
下さい。

市長答弁：次に、福山市個人情報保護条例についてで
あります。

本条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するた
めに制定したものであり、基本的人権の擁護に一定の役
割を果たしていると考えています。

昨年個人情報保護法の改正は、社会全体のデジ
タル化に対応した個人情報の保護と、データ流通の両立
を目的としたものであり、国に、改正の撤回を求める

考えはありません。

高木たけし市議：福山市個人情報保護制度への影響について伺います。

本市の個人情報保護制度では個人情報を取り扱う時の原則として、本人からの直接収集の原則、利用目的の明確化と利用と提供の制限、不要な個人情報の廃棄と適正管理の実施等が定められており、ホームページ上でも説明されています。この原則が個人情報保護法への一元化によって大きく影響を受けます。

第一に、本人からの直接収集の原則は制限がなくなり、要配慮個人情報も取得可能になります。第二に、利用目的の明確化と利用と提供の制限については、「相当の理由」「特別の理由」があれば本人同意がなくても目的外利用と提供は可能となり、審議会の意見聴取も必要なくなります。第三に、不要な個人情報の廃棄と適正管理の実施については、匿名加工情報は個人情報の対象ではなくなるため、法による保有や管理の規制がかからなくなりますが、匿名加工情報の基準が明確でなく、情報の照合も不可能ではありません。

昨年 12 月議会で、「地方公共団体の個人情報保護制度については、

（中略）同法において規定されています。」との答弁でしたが、市民のプライバシーを守る機能が大きく後退することは明らかです。

法改正によって市民のプライバシー権にどのような影響があると認識されているのかお答えください。

地域特性に応じた条例の制定は可能であることを国は認めています。本人の同意を得て直接収集すること、目的外利用や外部提供の禁止、保持する必要の無い個人情報に消去すること、本人の意思によって自分の情報を消去・利用停止できる権利などを規定した新たな条例の制定を求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：今後、国から示されるガイドラインを踏まえ、市民のプライバシーが侵されることの無いように、規定すべき保護措置の内容などについて、検討してまいります。

高木たけし市議：行政のデジタル化推進について

個人情報の共通ルール化は、民間の流通・利活用の促進のためだけでなく、自治体行政のデジタル化を念頭に置いたものでもあります。部署ごとの基幹システムで管理している一部情報は、照合が困難な

ため個人情報として取り扱われなくなりますが、行政内部で扱われる情報と照合させれば個人の特定は可能です。改正法での利用・制限の例外規定が濫用され、センシティブ情報がみだりに集積される危険性は否定できません。

新年度の重点政策に「貧困や虐待などにつながる、子どもや家庭の異変、その兆しに気付き、大きな問題となる前にアプローチできる仕組みを構築する」として、子どもの貧困等、福祉や教育に関する各種データを整理・分析する」との事業が掲げられています。事業の具体と実施主体となる部署、対象とする情報項目をすべてお答えください。

本事業は、現在政府が検討している「子どもに関する情報・データ連携」の仕組みと同様ですが、国の補助金等があるのか、参考にした先進自治体があるのかお答えください。

政府の会合では、内閣府の副大臣が「教育・福祉などの情報は、プライバシーのかたまり」と指摘し、「国民の理解を得ることが当然何より重要」と述べています。子どもや家庭のプライバシーに関わる情報を収集・連結・蓄積することは人権侵害につながる危険性や、ある時期の状況だけで親の虐待リスクを判断することは偏見を助長する可能性もある中で、「成績やメンタルなど個人の資質を自治体内部で

共有することは許されるのか」との指摘も出ています。

本市は新年度からモデル校を選定して実証を行う方針ですが、どのように選定し、対象となる学校の児童生徒や保護者、教職員に対し、どのように理解・合意を得るのか、お答えください。

異なる利用目的で収集した情報を連携することは、本市の個人情報保護条例に違反すると考えますが、見解をお答えください。

教育長答弁：教育行政についてお答えします。行政のデジタル化推進についてです。

事業の具体は、モデル校における、子どもに係るデータを収集・整理・分析し、虐待の発生や学習意欲等の非認知能力も含めた学力に影響が大きい要素を明らかにするものです。

このことにより、課題が表出していない段階で、予防的な支援につなげていくことを目指します。

事業の実施は、保健福祉局と教育委員会が連携して行います。

対象とする情報項目は、広島県、兵庫県尼崎市、大阪府箕面市など、先進自治体の取組を参考にしながら、

検討していきます。

補助金等については、国の動向を、注視していきます。

モデル校は、検証に効果的な人数となるよう選定します。

本事業の目的は、子どもの異変に早期に気付き、福祉、教育の両面から、新たな支援体制を構築するものであり、こうした趣旨を、市民の皆様に周知してまいります。

情報の連携にあたっては、本市の個人情報保護条例に基づき、適切に対応します。

災害対策について

高木たけし市議：津波浸水対策について伺います。

南海トラフ地震は30年以内に発生する確率が70～80%といわれ、本市における浸水深1 m以上の浸水域は最大で2326ヘクタールにも及ぶと想定されています。大規模地震災害の減災のためには、施設整備や避難計画の作成等の事前対応と、災害発生時の住民の避難行動、行政の体制構築等の緊急対応が一体となって機能を発揮させることが不可欠です。

広島県は津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率を2020年の63.4%から5カ年で65.7%に引き上げることを目標としています。現在の福山市における防護達成人口率及び2025年の目標率についてお示し下さい。

津波浸水想定区域内の公共施設は防災拠点として利用されます。避難場所となる支所、学校、公民館、体育館の耐震化率・最大浸水深以上に電源設備が設置されている割合、太陽光発電設備の設置率についてお答えください。下水道施設の耐津波性能の整備も求められます。津波浸水想定地域内の管路施設・ポンプ場・処理場の耐津波性能整備状況をお示し下さい。

市長答弁：次に、津波浸水対策についてであります。
海岸整備により安全性が確保される防護達成人口率
については、県が「ひろしま海岸防災プラン 2021」に
おいて独自に定めたものです。

本市域では、2020 年度(令和 2 年度)末時点では、
64.9%、2025 年度(令和 7 年度)末の目標は、65.5%で
あります。

次に、津波浸水想定区域内の公共施設についてであ
ります。

津波浸水想定区域内にある、津波避難場所となる本
市の公共施設の耐震化率は 100%であり、最大浸水深
より高い場所に電源設備が設置されている割合は
20.7%、太陽光発電設備の設置率は 24.1%であります。

次に、下水道施設の津波対策についてであります。
本市が管理する松永浄化センターは、「福山市下水道
総合地震対策計画」に基づき津波を含めた浸水対策を
実施しており、2022 年度(令和 4 年度)末に完了する
予定であります。

また、その他の施設については、現在、策定中の「福山市下水道施設耐水化計画」に基づき、順次、浸水対策を実施してまいります。

高木たけし市議：津波避難計画について伺います。

市は浸水想定に従い、避難が必要となることが想定される地域を「避難対象地区」として明示し、地区別の津波避難計画を作成する必要があります。また、住民が自ら作成する避難計画に加え、当該地区内の施設においても各施設別の避難計画が必要です。

各学区・地区では津波を想定した地区防災計画が作成されていますが、実際の訓練実施にあたっては津波の到達時間や浸水深を想定した訓練が必要です。避難対象地区において津波を想定した避難訓練が行われているのか、行われているのであれば実施学区・地区についてお答えください。また、実施された訓練で明らかになった課題を踏まえた見直しも必要です。計画の見直し・更新に係る支援は行われているのかお答えください。

避難対象地域内の病院、学校、劇場、商業施設、工場など防災上重要な施設の管理者は、津波被害を想定した計画を作成しなければな

りません。避難対象地区における施設数、計画の作成率、津波を想定した避難訓練の実施状況についてもお示しください。

各避難計画に基づいて、避難想定地区内の学区・地区の住民とともに福祉施設・学校や事業所・工場等で日中に従事している方も含めた避難訓練の実施が必要です。当該地域での地域・事業所合同避難訓練が実施されているのかお答えください。

市は各地域での実際の訓練状況を通じて実情を把握していなくては地域特性に応じた津波避難計画を作成することはできません。

今年度の地域防災計画更新にあたっては、どのように各施設や地域の避難計画及び訓練実施状況を把握し、更新が行われてきたのかお答えください。

地域の避難計画の周知について伺います。

各地域の避難訓練は自治会・町内会が中心となっていて行われているため、近年の自治会加入率の低下の中で、町内会未加入の住民への避難計画の周知は大きな課題となっています。町内会未加入の住民への避難計画の周知の取り組み状況についてお答えください。

市長答弁：次に、津波を想定した避難についてであります。今年度の福山市総合防災訓練では、津波避難

対象となる 42 学区・地区のうち、31 学区・地区で、避難訓練などが実施されました。

次に、学区・地区防災(避難)計画の見直しに係る支援については、必要な資料の提供や地域の研修会などを行っています。

次に、事業所が作成する津波避難計画(南海トラフ地震防災対策計画)についてであります。

対象となる施設数は、本年 2 月末時点で 1、985 施設、計画作成率は、99.9%であります。

なお、この計画に基づく避難訓練は、各事業所・地域が主体となって行うものであり、実施状況については、把握していません。

今年度の地域防災計画については、災害対策基本法や、広島県地域防災計画の改正などを踏まえて見直しを行っています。

訓練で把握した課題については、学区・地区防災(避難)計画等に反映されることになっています。

なお、これらの計画は、訓練や研修会などを通じて、

広く住民に周知を図っています。

高木たけし市議：緊急避難場所への避難方法について伺います。

昨年6月本会議答弁では、川口、曙、新涯、箕島地域の津波避難場所の収容人数は合計で13万4000人であることが示され、福山テクノ工業団地一帯で10万0869人の収容が可能とのことでした。当該地域は実際に居住している人口約3万5000人だけでなく、日中の就業人口が多いエリアでもあり、多くの人が収容人数の大半を占めるテクノ工業団地を目指して避難することが考えられます。各地区・学区の内、テクノ工業団地を緊急避難場所としている避難計画は何件あり、各避難計画に基づけば何名が避難することになっているのかお答えください。

緊急避難場所への避難は徒歩が原則とされていますが、広域の住民がテクノ工業団地に集中するのであれば交通渋滞や混乱が生じることも予想されます。避難方法についての把握状況をお示し下さい。

市長答弁：また、川口、曙、新涯、箕島地域の学区・地区防災(避難)計画においては、このうちの2学区が、

避難先の候補地の一つとして福山テクノ工業団地を位置付けています。おなお、当該2学区の人口は、約13,000人であります。

避難の方法については、地域防災計画に基づき、原則、徒歩で避難することとしています。

高木たけし市議：南海トラフ地震防災対策推進計画について伺います。

福山市地域防災計画の南海トラフ地震防災対策推進計画は「南海トラフ特措法」に基づき、施設整備・防護・避難・救助を含めた被害軽減を目的とした計画です。しかし、避難対象地域別の地域の特性と課題を踏まえた地域別方針などの具体が記載されていません。

静岡市の津波防災地域づくり推進計画では、各地域別の津波による被害想定・人口に対する浸水域人口・高齢者・要配慮者人口・主な施設を示した上で、地域課題や避難にあたっての方針、行政の事業が明らかにされています。こうした様々な情報をもとに避難の在り方についての分析を行った資料は、住民や事業者が主体的に避難計画を作成し、実践する上で非常に有効であると考えます。

福山市も地域別の課題・方針の計画をつくることを求めるものです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、南海トラフ地震防災対策推進計画については、本市が講ずるべき地震防災対策の推進を図るものであります。

地域特性を踏まえた防災に関わるものについては、学区・地区防災(避難)計画等に盛り込むことになっていきます。

生活福祉行政について

高木たけし市議：扶養照会について伺います。

本市のホームページに「生活保護の申請は国民の権利です。お困りの場合はためらわずにご相談ください。」と生活保護が国民の権利であることを知らせる内容に改善されたことは評価できるものです。

しかし、扶養調査については、「家庭内暴力や虐待など特別な事情がある場合は、調査を見合わせるなどの配慮」をするという記述で、2021年2月の厚労省通知による「扶養義務の履行が期待できない者の判断基準」の取り扱いに則したものにはなっていません。

DV・虐待被害者の照会は控えること、施設入所者、入院患者、非稼働者、70歳以上の高齢者等や、10年程度音信不通など関係不良の場合には扶養照会を行わなくてもよいこと、「扶養照会は義務ではない」ことをはっきりと記述するべきです。ご所見をお示し下さい。

また、扶養照会は申請時だけでなく、すでに保護が決定した後、何年も受給し続けているケースについても行われており、2020年には502件のケースに対して1242件の扶養照会が行われています。扶養照会における扶養届書では、精神的な支援及び金銭的な支援についての可否だけでなく、家族の氏名・続き柄・生年月日・職業・

勤務先・平均月収額、家屋や宅地・田畑・山林の資産の状況、負債の内容・返済年月と金額・返済の終了予定年月まで記述させ、源泉徴収票・給与明細書・ローン返済予定表の写しなどの書類の添付を求めています。いつからこの項目の扶養届書様式となったのかお答えください。

この内容の扶養届書が家族、親族だけでなくすでに離婚が成立している元配偶者や、障害を抱え、扶養することが困難な方に対しても事前の連絡なく一方的に送付され、「援助等ができない場合でも、必ずご回答ください」と書き添えられています。報告する義務があるかのように回答を求めることはプライバシーを大きく侵害するものであるとともに、生活保護を申請した方、すでに受給している方に対する反感を生み出すことになりかねません。資産や負債の状況、収入やローン返済の状況まで求める扶養届書は送付しないことを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、生活保護制度についてであります。

生活保護法では、「民法に定める扶養義務者による扶養は生活保護に優先する」と規定されており、扶養照会は、「扶養義務の履行が期待できる」かを判断する

うえで必要な手続きであります。

また、この「扶養」には、金銭的援助だけでなく、精神的な支援も含まれ、扶養照会を行うことにより、親族との交流再開等による精神的自立にも繋がっています。

扶養照会を行う際には、要保護者へ趣旨を丁寧に説明したうえで、扶養の可能性について確認し、昨年2月に国が示した判断基準に照らし、扶養義務の履行が期待できると判断される者に対し、行っています。

現在の扶養届書の項目は、2000年(平成12年)4月に国から示されたものであります。

また、送付に当たっては可能な限り、事前に連絡を行い、照会の趣旨を丁寧に説明しています。

事前に連絡ができない場合には、担当者からのメッセージを同封するなど、丁寧な対応に努めています。引き続き、扶養の可能性を正しく判断するため、現在の様式により対応して参ります。

保育士・障害福祉・介護職員・医療従事者の処遇改善策について

高木たけし市議：保育士等の処遇改善について伺います。

2021 年度補正予算に盛り込まれた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善事業は、月 9000 円相当の賃金引き上げを 2022 年 2 月から 9 月の間、国が全額補助し、10 月以降は公定価格の見直しによって対応するとしていますが、対象となるのは公定価格上に位置付けられている保育士等のみで、実際には配置基準以上に多くの職員が現場で働いています。

全国保育協議会実態調査報告書 2016 による調査結果に基づき、調査対象となった保育所の平均園児数 96 人を定員とした保育所を想定した場合、平均的な園の保育士・補助者等も含めた人員は 21 人、これに対して公定価格上の職員配置数を算出すると、主任保育士を入れると 11 人になります。公定価格の見直しによる 9,000 円の引き上げは 11 人分の増加分を 21 人で分け合うことになるため、一人当たり約 4700 円の引き上げにしかありません。

市内法人立保育施設等に勤めている保育従事者数と公定価格上の保育士数についてお答えください。また、本市が行っている独自の処遇改善の保育従事者一人当たりの効果についてお答えください。

10月以降の公定価格見直しについて検討している公定価格評価検討委員会による中間整理では、「当面の対応として女性の全産業平均を目指してきたことにより、賃金の差は0.8万円になっているが、今後の目標としては適切ではなく、他産業や全産業の男女計の賃金との乖離について議論すべきものとする」としており、今回の処遇改善はこの方向性の具体化には程遠く、男女賃金格差の是正を目標とした職員配置基準や公定価格の抜本的な見直しがなくは問題の根本的な解決とはなりません。国だけでなく自治体を含んだ大きな取り組みが必要です。

東京都武蔵野市議会では、「保育士など保育職員の全産業平均並み賃金改善等を求める意見書」が採択されました。この意見書では賃金改善のみならず、「保育園の職員配置基準を実態に見合うよう抜本的な改定」も求めています。

国に対して保育士配置基準と公定価格の抜本的な見直しを強く求めるとともに、深刻化する保育士不足解消のためにも、本市の処遇改善策の大幅な拡充を行うべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、保育士等の処遇改善についてであります。市内の法人立保育施設等に勤めている保育士

は、昨年4月1日時点で1,596人です。公定価格上の保育士は、1,021人です。本市独自の加算については、一人当たり平均約3%の処遇改善となっています。

なお、保育士等の処遇改善については、これまで、広島県市長会を通じて国に要望してきたところです。

高木たけし市議：公立保育所・放課後児童クラブ職員の処遇改善について伺います。

公立施設職員についても補助金は地方公務員の処遇改善に必要な費用も対象になっているとしており、「適正な対応を」自治体人事担当課に求めています。公務員の保育士等は一般行政職と同じ給料表を用いている場合が多く、その場合でも「調整額」の支給も想定されるとしており、10月以降についても地方交付税措置が予定されています。本市の公立保育所職員および放課後児童クラブ職員の月9000円の賃金引き上げを求めます。ご所見を示し下さい。

市長答弁：次に、公立保育所職員及び放課後児童クラブ職員の処遇改善については、国が創設した補助制

度の趣旨を踏まえ、検討しているところであります。

高木たけし市議：障害福祉・介護職員の処遇改善について伺います。

長期化するコロナ禍で利用控え、感染症対策等の費用負担が障害福祉サービス、介護事業所の経営を圧迫していますが、低い職員の給与水準が人員確保の妨げとなっていることが事業の困難さに拍車をかけている状況です。政府は障害福祉・介護職員の処遇を保育士・学童指導員と同様、一人当たり 9000 円引き上げる予算を計上しました。今年 2 月から 9 月分までは全額国費負担で実施されますが、10 月以降は報酬上での対応となるため、利用者の新たな負担増と現場の事務負担増が懸念されます。

10 月以降の処遇改善の算定による介護サービス利用者の負担への影響についてお答えください。

処遇改善事業は常勤換算職員しか対象とならず、対象とならない職員の処遇改善に補助金収入を充てることができるような運用が可能とされる見込みですが、その場合一人当たりの改善額は減少します。

本来国の責任で行うべき処遇改善策が利用料や保険料、現場に負

担が転嫁されるだけでなく、実際の改善効果も限定的です。国に対して抜本的な基本報酬の改善を求め、10 月以降も保険料・利用料に影響が無いよう、市独自の処遇改善を行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、障害福祉・介護職員の処遇改善についてであります。

今年 10 月以降の介護職員の処遇改善加算の改定では、訪問介護が、2.4%、特別養護老人ホームが、1.6%の増額が想定されており、その場合、利用者負担も同率で増すことになります。

なお、本市では、全国市長会を通じて処遇改善加算の対象範囲の拡充など、介護職員全体の賃金水準の底上げを行うよう国に要望しており、本市独自の処遇改善策を行うことは考えていません。

高木たけし市議：医療従事者の処遇改善について伺います。

2022 年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療などの役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に 10 月以降収入を月

12,000 円程度引き上げるための処遇改善の仕組みが創設され、2 月から前倒しで賃上げの継続を前提として月 4,000 円引き上げる措置が実施されました。しかし、今回の処遇改善は場当たりの対応の側面が非常に強く、医療現場に新たな分断と対立、混乱をもたらすものとなっています。

対象となる医療機関は地域でコロナ医療を行い、救急搬送件数年間 200 台以上、三次救急を担う医療機関と定められており、それ以外の医療機関は対象外ですが、救急搬送や三次救急を担う医療機関だけがコロナへの対応を行っているわけではありません。かつてない感染拡大によって多数生じた自宅療養患者の対応は、保健所と連携しながら訪問看護が担うなどしながら必要な医療を面として提供する努力が行われています。すべての医療機関を対象とするように国に強く求めるべきです。

また、対象職種は看護職員以外にも事業所の判断により、看護補助者や理学療法士・作業療法士等の賃金に充てることが可能としていますが、処遇改善事業補助金は看護職員常勤換算人数分しか支給されないため、支給対象を看護職員のみに限定すれば他職種との分断につながり、対象を広げた場合、一人当たりの処遇改善額は少なくな

ります。医療機関で働くすべての職種を処遇改善の対象とすることを国に求めるべきです。それぞれご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、医療従事者の処遇改善についてであります。新型コロナ病床を確保している医療機関や救急医療を行う医療機関の医療従事者の処遇改善については、全国市長会を通じて国に要望をしています。

上下水道事業について

高木たけし市議：災害対策について質問します

本市はこのたび、「福山市上下水道中長期ビジョン（経営戦略）後期実施計画」「アセットマネジメント（資産管理）」など5つの計画を策定しました。

中長期ビジョン後期実施計画の基本方針の1つに「将来にわたって持続可能な上下水道」を目指すため、経営の効率化・アセットマネジメントの実践・施設の規模最適化・多様な主体との連携の推進などが示されています。

将来の水需要を踏まえた最適な施設規模にするとして、2020年度の熊野浄水場の廃止に続き、福田浄水場を2025年度までに段階的に廃止する予定です。

しかし、自然災害が多発する中、自己水源の維持・確保は重要な問題であり、複数の浄水場が被災した場合を想定した2重3重の対策を講じておくべきです。浄水場は廃止するべきではありません。ご所見をお示し下さい。

2018年6月の大阪北部地震におけるライフラインの被害調査を行った、土木学会地震工学委員会の報告では、広域水道への依存度の高

さや自己水源の不足が指摘され、バイパスの確保と浄水場やポンプ場の耐震化による分散的な貯水機能の向上が提案されています。災害に備えるには、自己水源を生かした地域分散型の水道システムこそ必要と考えます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：上下水道事業についてお答えします。始めに、災害対策についてであります。浄水場の更新においては、ライフサイクルコストや将来の水需要予測などを総合的に判断し、施設規模の縮小や統廃合を含めた全体の最適化を行っています。

また、計画的に耐震化を実施するなど、地震等の災害時でもライフラインとしての機能を維持できるよう、努めているところです。

なお、福田浄水場については、廃止後も、非常時の水源としての機能を保有することとしております。

高木たけし市議：事業経営の健全化と職員確保について質問します

当ビジョンには、2026 年度までの「投資・財政計画」が示されています。

また、行財政改革の推進として、「事務量にあった効率的な職員配置や、多様な雇用形態の職員の配置や給与の適正化を行う」としていますが、その具体をお示し下さい。この間の行財政改革による職員削減が災害対応の困難さをもたらしたことは、他の自治体で証明済みです。重要なライフラインの維持管理や緊急対応が十分にできる職員配置とすべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、職員の適正配置についてであります。職員については、今後の中長期的な業務計画を踏まえた上で、再任用職員や会計年度任用職員の活用も含め、業務量に見合った適正な配置に努めています。

また、災害時の対応については、他事業体や民間事業者と応援協定を締結するなど、相互協力体制を整えています。

高木たけし市議：民間委託（PPP/PFI）手法の活用と広域化について質問します。

これまで、本市は中津原浄水場の管理運営や検針業務を民間委託

し、2022 年度からは新浜ポンプ場改築と近接する雨水ポンプ場等の維持管理を D B O 方式で実施します。今後は、「公と民の役割分担を明確化、民間活力を導入し従来型業務委託のみならず、効率的かつ効果的に社会資本整備を行う P P P / P F I 手法の活用も検討していく」考えです。しかし、昨今は人手不足の中で委託費が上がり、地方の中小事業体では委託の受け手さえなくなり、民間事業者の技術低下も著しく、国も民間委託で維持管理費削減が期待できなくなっています。

また、様々な業務委託は、市の技術員の削減がすすみ、監督・指揮にあたる職員も育たず、専門性と技術力が低下しかねません。不安定雇用となりやすい民間企業の人材活用のノウハウでは水道現場の安全性は保てません。

民間委託による経費削減効果、市職員のノウハウの低下や、市民への影響をどのように認識されているのでしょうか。民間委託はするべきではないと考えます、ご所見をお示し下さい。

本市は、水道事業を広島県との統合ではない、市単独経営を選択しました。この事は大いに評価するものです。

しかし、水道と工業用水道事業については「企業団との効果的な事

業連携の検討」をすること、下水道事業については「施設の広域化や維持管理の共同化」の検討を進めるとの事です。

国は広域化の主たる目的を、事業統合や施設共同設置による更新投資の削減や、さらには指定管理者制度や包括的民間委託、コンセッション導入を狙っています。

本来、水道事業は、自然の地形や水利をふまえた「地域の条件に応じた計画」の策定と実行という視点が重要であり、地域の条件を踏まえない計画は需要に見合わない設備や長距離の導水をもたらし、過大な経費を要し、結局維持が困難になりかねません。本市はどのような立場で広域化・共同化を進めていくのでしょうか、お答え下さい。

あくまで広域化は合同研修や共同発注、災害相互支援、地域の実情に応じた施設整備に留めるべきと考えます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、民間委託と広域化についてであります。民間が有する優れた技術や経営ノウハウを活用することは、経営基盤の強化や市民サービスの維持・向上に有効な取組であると考えています。

そのため、安心・安全な市民サービスの安定的提供と行政責任の確保という視点を踏まえ、公と民の役割

分担を明確にする中で、可能な業務について、民間の活力を活用してまいります。また、上下水道事業の広域化については、本市のメリット・デメリットを踏まえ、連携する備後圏域や他事業体の双方にとって効率的・効果的な事業となるよう検討し、可能なものから実践してまいります。

高木たけし市議：市民サービスの向上について質問します。

2020年10～11月に行った「福山市上下水道局市民意識調査・報告書」には、アンケート回答者の4割が水道料金・下水道使用料が高いと回答し「料金を安くして欲しい」との声も記載されています。その他にも、生活保護世帯、高齢者や障害者世帯等への水道料金の福祉減免やコロナ減免を求める声が市民から寄せられています。

コロナ禍で生活困窮者が増えている時だからこそ、地方公営企業法第三条の「公共の福祉増進」の役割を発揮するべきです。

料金の引き下げ、福祉減免、コロナ減免を実施することを求めます。
ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、料金等の減免についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、一次的に支払いが困難な方に対しては、支払の猶予や分割納付など個々の事情に応じた柔軟な対応を行っているところであり、料金等の引き下げや減免については、考えていません。